



# 金 沢 市 公 報

号外第 1 1 号の 4

平成30年(2018年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●訓令甲		○金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱の一部改正について (市民協働推進課) 3
○職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (人事課) 1	1	○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課) 3
○金沢市職員研修規程の一部改正について ( " ) 1	1	○妊産婦及び3歳未満児健康診査実施要綱の一部改正について (健康政策課) 3
○医王ダム管理規程の一部改正について (農業基盤整備課) 2	2	○金沢市消雪装置設置費補助金交付要綱の一部改正について (道路管理課) 4
●告 示		○金沢市除雪機械等購入費補助金交付要綱の一部改正について ( " ) 4
○金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (行政経営課) 3	3	○金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱の廃止について (福祉総務課) 4
○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課) 3	3	
○金沢市公衆街路灯電気料及び修繕費補助金交付要綱の一部改正について (危機管理課) 3	3	

## 訓 令 甲

### ●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

別表I Tビジネスプラザ武蔵で業務を行う職員の項中「ものづくり産業支援課長」を「産業政策課長」に改め、同表中「人事課長」を「、人事課長」に、「うえ」を「上」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

### ●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市職員研修規程(昭和38年訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

第9条中「とし、その区分は、次のとおり」を削り、同条各号を削る。

第10条中「職場内研修」を「職場研修」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 職場研修は、局の長が必要があると認めるときは、局その他の単位で行うことができる。

2 前項の規定による職場研修を行うときは、当該職場研修の実施計画を定めるとともに、その実施の結果を所長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

医王ダム管理規程(平成13年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

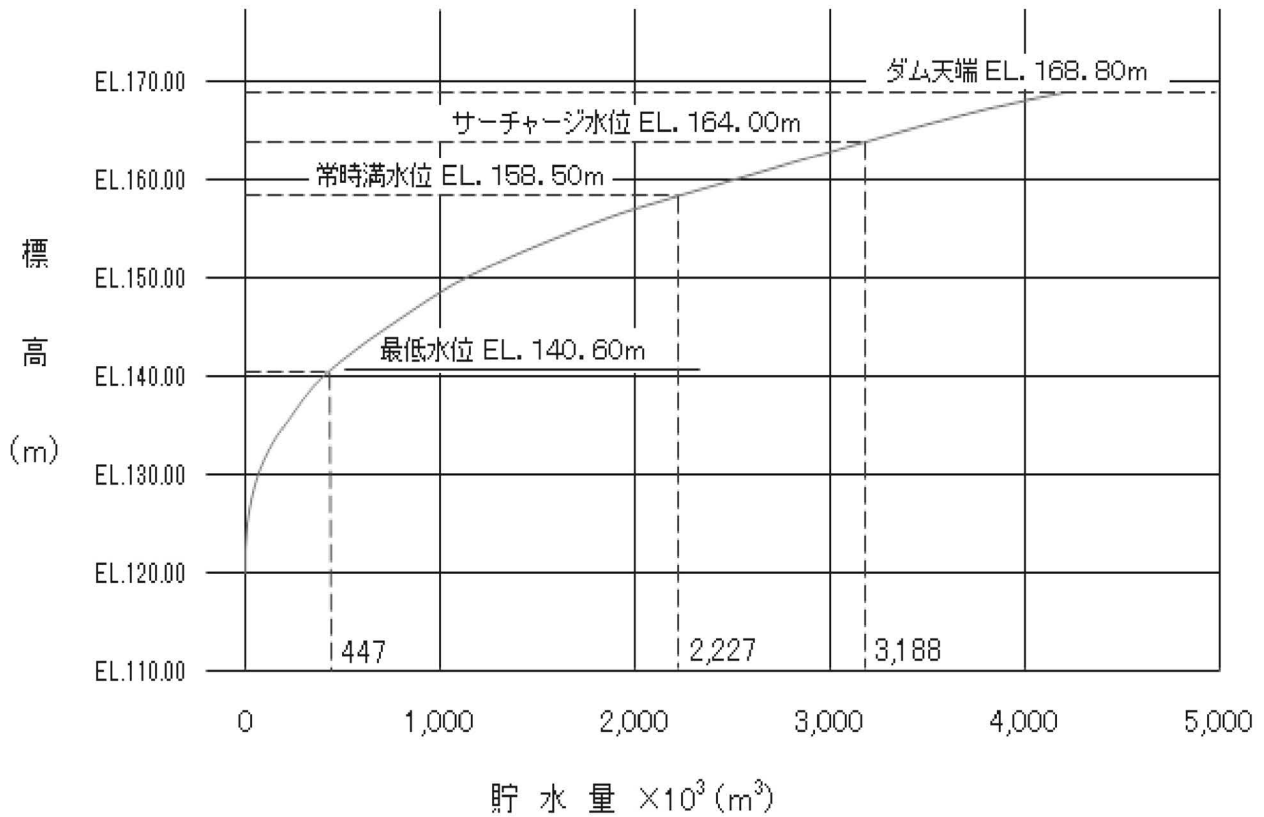
平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

第4条第2号キ中「140.90メートル」を「140.60メートル」に改め、同号ク中「2,721,000立方メートル」を「2,741,000立方メートル」に改め、同条第3号中「0.991立方メートル」を「0.995立方メートル」に改める。

別図を次のように改める。

別図(第6条関係)



貯水位 E L. m	貯水量 m <sup>3</sup>
120.00	0
125.00	11,650
130.00	70,000
135.00	197,050
140.00	411,200
145.00	724,950
150.00	1,148,900
155.00	1,710,550
158.50	2,227,000
160.00	2,442,050
165.00	3,375,900

---

告 示

---

●金沢市告示第83号

金沢市財団等連絡会議設置要綱（平成22年告示第226号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

別表第2中「商業振興課長」を「商工業振興課長」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

---

●金沢市告示第84号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

附則第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

---

●金沢市告示第85号

金沢市公衆街路灯電気料及び修繕費補助金交付要綱（昭和45年告示第54号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

附則に次の1項を加える。

- 3 平成30年度における定額灯の電気料補助対象者に係る第4条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「の6月分の」とあるのは「に係る」と、「額に12を乗じて得た額」とあるのは「額」とする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分からの補助金について適用する。

---

●金沢市告示第86号

金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱（平成7年告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

第4条中「による補助金」の次に「(当該町会等が補助金の交付を受けた前条の表の左欄に掲げるコミュニティ活動推進用具の購入等に要する費用と同一の区分に係る補助金に限る。)」を加える。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分からの補助金について適用する。

---

●金沢市告示第87号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第2項第3号中「介護老人保健施設」の次に「若しくは同条第29項に規定する介護医療院」を加える。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

---

●金沢市告示第88号

妊産婦及び3歳未満児健康診査実施要綱（昭和48年告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

---

第4条第1号中「前後」の次に「並びに出産予定日（妊娠40週となる日をいう。以下同じ。）から出産の日までの間」を加え、同条第2号中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第3号中「1箇月及び6箇月」を「1か月及び6か月」に改める。

第5条中「で健診」の次に「(前条第1号に規定する出産予定日から出産の日までの間における健診（以下「予定日後健診」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「健康診査」の次に「(予定日後健診を除く。）」を加える。

第9条第1項中「市長は、」の次に「指定医療機関における予定日後健診又は」を加え、「での」を「における」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に健診を受ける者について適用する。

●金沢市告示第89号

金沢市消雪装置設置費補助金交付要綱（昭和47年告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

第5条中「50パーセント」を「3分の2」に、「20,000,000円」を「26,000,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第90号

金沢市除雪機械等購入費補助金交付要綱（昭和52年告示第63号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

第4条中「2分の1」を「3分の2」に、「700,000円」を「900,000円」に、「50,000円」を「60,000円」に改める。

第5条中「当該除雪機械」の次に「又は消雪用水中ポンプ」を加える。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第91号

金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱（平成28年告示第340号）は、廃止する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日前に廃止前の金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱（以下この項において「廃止前の要綱」という。）第6条第1項の規定による支給の申請がなされた者については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

平成30年(2018年)3月30日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)3月30日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
			(株) 共 栄